

「『地域の自主性を確立するための戦略交付金
(地域自主戦略交付金)』(仮称)案」に関する意見

平成 22 年 11 月 26 日

全国市長会
都市財政基盤確立小委員会

今般、「『地域の自主性を確立するための戦略交付金(地域自主戦略交付金)』(仮称)案」が政府より示されたが、制度の詳細が未だ判然としない。

国庫補助金等の一括交付金化は、補助金制度改革の第一歩として、国により用途が限定されている財源から地方の自由度が拡大することを前提に、その方向性は理解しているが、今後の制度設計がさらにしっかりと進められるよう、現時点で明らかにされている内容をもとに、下記のとおり当面の意見を申し述べるものである。

今後、政府の制度設計の進捗状況に合わせ、引き続き、都市自治体としての意見を取りまとめ、提言を行うこととする。

なお、去る 11 月 18 日に全国市長会として行った「国庫補助金等の一括交付金化」についての決議及び重点提言は別添のとおりである。

記

1. 総額について

一括交付金の総額については、今回の案では記述が盛り込まれていないが、国の財政再建が優先された三位一体の改革の轍を踏むことなく、国の財源捻出を目的とした縮減を行うことのないよう、現行の補助金等総額を十分に確保すること。

2. 段階的導入について

投資補助金の一括交付金化については、都道府県分は 23 年度から、また、市町村分は平成 24 年度から段階的に導入するとしているが、市町村分に係る一括交付金化に当たっては、先行する都道府県における運用状況等を踏まえ、市町村の意見を尊重したうえで、改めて制度設計を行うこと。

なお、導入時期については、都道府県が先行することについての明確な説明を求める意見や市町村分についても区分することなく 23 年度から導入すべきとの意見がある一方、24 年度の導入にこだわらず、都道府県の運用状況等を踏まえて、慎重に検討すべきであるとの意見もある。

3. 対象事業について

今回の案では、一括交付金の対象を 1 兆円強としているが、その根拠が不明確である。

初年度はその半分程度とし、都道府県を対象としているが、後年度において、市町村への配分額が十分確保されるよう、都道府県及び市町村の配分方針など具体的な制度設計を早

急に示すこと。

今回の一括交付金の対象とされる補助金と社会資本整備総合交付金など各府省における補助金との配分のあり方や両者の関係等について早期に明確にすること。

なお、投資補助金や経常補助金を含めた一括交付金の今後のスケジュールを明確にするとともに、地方の自由度に寄与しない義務的補助金等は対象としないこと。

4. 配分方法について

配分に当たっての客観的指標の内容を早期に明らかにするとともに、客観的指標と合わせて、都市基盤整備の進捗状況や過年度実績など地方のニーズを加味した配分とし、過疎、離島など条件不利地域についても配慮すること。

また、事業規模を要件とすることについては、過度の要件は地方の自主性を尊重するという一括交付金の趣旨に反することから、必要最小限にとどめること。

なお、国において客観的指標等に基づき地方公共団体に交付する額を決定する「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考とした配分方法にすることについては、全体としては評価するものであるが、財政調整は地方交付税で行うべきであること、大都市の財政需要や権能差に配慮すべきであること、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」で対象としているハード事業のみならず関連のソフト事業にも充当を可能とすること等の意見もある。

5. 関与のあり方について

会計検査や補助金適正化法の適用など事後チェックの運用の仕方によっては、従来以上に関与が強くなり、交付金の使い方が制限される懸念がある。そのため、地方の自由度を高める観点から、会計検査院及び各府省の関与については、形式的なチェックなど必要最小限にとどめ、基本的には、地方における議会等のチェックに委ねること。

6. 継続事業について

現在の国庫補助制度を前提に実施している継続事業については、事業完了まで、交付率、地域特例（補助率かさ上げ）、地方財政措置を講じること。

なお、継続事業の具体的な範囲を明確にすること。

7. 全般事項について

- (1) 今後の一括交付金の制度設計については、国と地方の協議の場で十分な協議を行うとともに、都市自治体の意見を十分反映すること。
- (2) 市町村分に係る補助金の一括交付金化に当たっては、先行する都道府県における運用状況等を踏まえ、国と地方の協議の場で十分な協議を行い、地方との合意形成を最優先して制度設計を行うこと。
- (3) 制度導入後における地方負担については、個別の都市自治体において必要とする事業の執行に支障が生じないように、万全の地方財政措置を講じること。
- (4) 地方の年度間の事業費の多寡に対応するため、年度繰越しや基金への積み立てを可能とする仕組みを検討すべきであること。
- (5) 一括交付金化はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。

都市税財源の充実強化に関する決議（抄）

3. 地方の自由度を高める国庫補助金等の改革

国庫補助金等の一括交付金化に当たっては、地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象とせず、必要とする事業の執行に支障が生じないように、総額については現行の補助金等総額を縮減することなく確保し、配分については継続事業や団体間・年度間の事業費の変動等に配慮すること。また、具体的な制度設計については、地方交付税制度との整合性にも留意して、国と地方の協議の場で十分協議し、地方との合意形成を最優先すること。

以上決議する。

平成22年11月18日

全国市長会

平成22年11月18日 理事・評議員合同会議決定

都市税財源の充実確保に関する重点提言（抄）

3. 国庫補助金等の一括交付金化

- (1) 国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分に向けた税源移譲までの過渡的措置とすること。
- (2) 地方の自由度が拡大することを前提とし、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な補助金は対象外とすること。
- (3) 総額については現行の補助金等総額を縮減することなく確保するとともに、配分については、その額の根拠の明確化とあわせ、継続事業や団体間・年度間の変動、事業ニーズ等の地方の実情に配慮すること。
- (4) 国の事前事後の関与は極力廃止・縮小するとともに、制度導入後における地方負担については、個別の都市自治体において必要とする事業の執行に支障が生じないように、地方債資金の確保など、万全の措置を講じること。
- (5) 地方交付税制度との整合性にも留意し、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行い、地方との合意形成を最優先して制度設計を行うこと。